

外国子会社配当益金不算入の対象とならない剰余金の配当等の
 額のうち特定課税対象金額等を超える金額等に対応する控除対
 象外国法人税額に関する明細書

事 年	業 度	：	：	法人名				
--------	--------	---	---	-----	--	--	--	--

別表六四の二
 令五・四・一以後終了事業年度分

外国法人の名称等	名 称	1						
	本店又は主たる所在	国 名 又 は 地 域 名	2					
		所 在 地	3					
	発行済株式等の保有割合		4	%	%	%	%	%
	発行済株式等の通算保有割合		5	%	%	%	%	%
剰余金の配当等に係る外国法人税額	税 種	目	6					
	納 付 確 定 日 又 は 納 付 日		7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	課 税 標 準		8					
	税 率		9	%	%	%	%	%
	税 額	(8) × (9)	10					
納され た外 国法 人税 額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定		11					
	(11)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (8) × 税率		12	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	みなし納付外国法人税額 (12) - (10)		13					
控除対象外国法人税額	外国法人税額の合計 (10) + (13)		14					
	損金算入 配当を 受ける 場合	外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額	15					
		(15)のうち措置法第66条の8第3項又は第9項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の七)「25」)	16					
		益金算入される損金算入配当等の額 (15) - (16)	17					
		(14)のうち(17)に対応する金額	18					
	上配 記当 以外を の受 け 余 る 金 場 合	措置法第66条の8第1項、第3項、第7項又は第9項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「27」)	19					
		益金算入される剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「9」) - (19)	20					
		(14)のうち(20)に対応する金額	21					
	控除対象外国法人税額 ((18) × 35%) と ((18) 又は (21)) のうち少ない金額		22					
	納付分	(22) × $\frac{(10)}{(14)}$	23	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
税額	みなし分	(22) - (23)	24	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	納付した控除対象外国法人税額 ((23) 欄の合計)		25					円
	納付したとみなされる控除対象外国法人税額 ((24) 欄の合計)		26					